

宮崎県ふれあい家庭事業について

県では、様々な事情で自分の家庭で生活できない児童養護施設などに入所する子どもを、一般家庭や里親に短期間委託することにより、子どもに家庭生活体験の機会を与え、情緒の安定や社会性の発達を図り、子どもの健全育成を促すこと、そして、里親制度の普及を図ることを目的として、宮崎県ふれあい家庭事業を実施しています。



●事業実施の時期と期間

- ・学校等が長期に休業する期間（夏季休業や正月、ゴールデンウィーク等）など
- ・1回あたり7日間以内

●ふれあい家庭事業の実施について

- ・「子どもの養育について理解と愛情を持っていること」や「子どもを健全に育成できる家庭生活が営まれていること」、「養育里親基礎研修を受講していること」などの要件を満たすふれあい家庭希望者からの申込みに基づき、児童相談所がふれあい家庭として登録します。

- ・ふれあい家庭事業の大まかな流れは以下のとおりです。

<フロー図>



- ① : ふれあい家庭の希望者より各児童相談所にふれあい家庭申込書を提出
- ② : 児童相談所にて必要に応じて調査を行い、適当と認められる方について、ふれあい家庭として登録
- ③ : 児童相談所において、それぞれの家庭にふさわしい子どもとの組合せを決定し、ふれあい家庭へ通知
- ④ : ふれあい家庭事業を実施する上で必要な打合せ会等を開催
- ⑤ : 子どもの受入、所定期間の預かり、子どもの送り届け及び報告書の提出
(実施期間中は、子どもの健康管理に留意し、事故防止等に配慮ください。)

※ 受入家庭には、児童養護施設等より子どもの受入に係る費用が支払われます。

(食費や一般生活費の実費分として定額を支払い)

※ 里親として登録されていない一般家庭で受入を行う場合は、ふれあい家庭事業ボランティア家庭保険に加入します。(手続きや保険料の負担はありません。)



<お問い合わせ先>

中央児童相談所	〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2	0985-26-1551
都城児童相談所	〒885-0017 都城市年見町14-1-1	0986-22-4294
延岡児童相談所	〒882-0803 延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700
里親普及促進センターみやざき	〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号 NPO 法人みやざき子ども文化センター内	0985-20-1220